

令和6年度第1回 神奈川小売業 + Safe 協議会 兼 京浜急行電鉄株式会社 久里浜工場 見学会

神奈川労働局では、令和6年8月29日に小売業(食品スーパー、総合スーパー等)の企業を構成員とする今年度1回目の「神奈川小売業 + Safe 協議会 兼 京浜急行電鉄株式会社久里浜工場見学会」を同社の協力を得て、神奈川県横須賀市にある同社久里浜工場において開催しました。



(京浜急行電鉄株式会社久里浜工場正門)

神奈川小売業 + Safe 協議会は、小売業における自主的な安全衛生活動の促進を図り、地域全体の安全衛生に対する機運の醸成を推進することを目的として令和4年8月に設立し、今回が通算5回目の開催となります。

今まで神奈川小売業 + Safe 協議会は神奈川労働局が入る横浜第2合同庁舎会議室で開催していましたが、今回は異業種における安全衛生管理活動を学ぶという目的により、初めて外部会場で開催しました。

(神奈川小売業 + Safe 協議会構成員一覧)

- ・オーケー株式会社
- ・生活協同組合ユニー
- ・富士シティオ株式会社
- ・株式会社クリエイトエス・ディー
- ・相鉄ローゼン株式会社
- ・株式会社小田原百貨店
- ・小田急商事株式会社
- ・株式会社たまや

- ・株式会社やまか
 - ・株式会社ビック・ライズ
 - ・ヤオマサ株式会社
 - ・JA全農Aコープ株式会社
 - ・中央労働災害防止協会
 - ・神奈川産業保健総合支援センター
 - ・神奈川県
 - ・横浜市
 - ・神奈川労働局
- (オブザーバー参加)
- ・イオンリテール株式会社 南関東カンパニー

冒頭、神奈川労働局(労働基準部長池内伸好)から「昨年(令和5年)の小売業における労働災害は「転倒」が3割、腰痛が含まれる「動作の反動、無理な動作」が2割を占め、この2つで半数以上を占めており、今年(令和6年)においてもこの傾向に変わりはない。この問題の解決のために今回の工場見学は大変有意義であると考えており、見学や意見交換などを通じて、県内の小売業における労働災害防止に向けた機運の醸成を図りたい。あらためて京浜急行電鉄株式会社には感謝を申し上げます。」と開会挨拶が行われました。



(神奈川労働局労働基準部長からの挨拶)

続いて神奈川労働局安全課の担当者から各企業・団体の紹介の後、小売業における

労働災害発生状況、協議会設置要綱の改定、SAFE コンソーシアムへの参加及び SAFE アワードへの応募勧奨、来年1月からの労働者死傷病報告等の電子申請義務化（別添）について説明がありました。



（協議会の様子）

続いて、京浜急行電鉄株式会社鉄道本部車両部管理課より「久里浜工場は昭和38（1963）年に操業を開始し、敷地は100,000㎡（東京ドーム2個分）の広さであり、鉄道車両の検査、修繕、洗浄、塗装等の業務を行っている。」として概要の説明がなされた後、各構成員は同社より貸与されたヘルメットを被って、同社鉄道本部車両部管理課の先導により工場見学に出発しました。



（京浜急行電鉄株式会社鉄道本部車両部管理課からの説明）



（工場見学に出発する各構成員）

工場見学においては、転倒や腰痛などの災害防止対策を中心として、各種取り組みの説明が京浜急行電鉄株式会社鉄道本部車両部管理課から行われ、各構成員は熱心に説明を聞き、取り組み状況を確認していました。



（少しの段差であっても黄色の塗料で塗装し、注意を促している。）



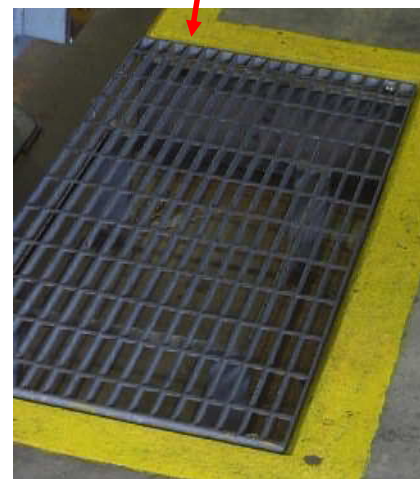
(出会いがしらの接触防止のために設置したミラー。)



(スロープについて、滑り止め加工が施され、また、端部は黄色に塗装されている。)



(黄色の塗装により通路及び手すりを明示することにより「見える化」を図り、安全通路を確保している。なお、黄色の塗装は半年ごとに塗り直している。)



(ショットブラストの研磨材(微細なくるみの殻)により転倒しやすくなるため、研磨材が作業箇所から下に落ちるようにして、作業箇所には滑り止めを施したグレーチングを設置しているもの。)



(中が見えないようにトイレの出入口に設けられた壁について、出会いがしらの衝突防止のため上半分がすりガラスになっている(以前は下半分と同様の素材であり、ヒヤリハットがあったとのこと。)。)



(赤線で囲った部分を増設し、ドアの出入り時に足を踏み外して転倒する災害の未然防止を図っているもの。)



(腰痛の防止のため、重量物取り扱いのために導入しているバランサー（助力装置）。)



(昇降設備や墜落、転落、転倒等の危険箇所はすべて黄色で塗装されている。)



(熱中症防止のため全作業員に空調服（電動ファンにより内部に空気を取り込む服）を支給している。)



（車両の上部での作業を行う場合、太陽からの熱により暑熱となるが、冷風機を設置し、熱中症対策に取り組んでいる。（一番下の写真は電車の車両の上部である。））

最後に、今回の工場見学を総括した挨拶が神奈川労働局労働基準部塚田安全課長から行われ、令和6年度第1回神奈川小売業+Safe協議会は閉会しました。

閉会后、京浜急行電鉄株式会社久里浜工場の研修センター内にあるシミュレーターにより、各構成員が車掌業務や運転士業務の体験を行っていました。



（車掌業務のシミュレーター）

神奈川労働局では、協議会で得られた効果的な災害防止対策を県内の小売事業者に普及促進を図ります。

また、順次、協議会のメンバーを拡大する予定です。

食品スーパーを含む小売業の事業者におかれましては労働災害防止に向けご理解とご協力をお願いいたします。

本件問い合わせ先：

神奈川労働局労働基準部安全課

（電話：045-211-7352）



（復元保存されているデ51号）

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

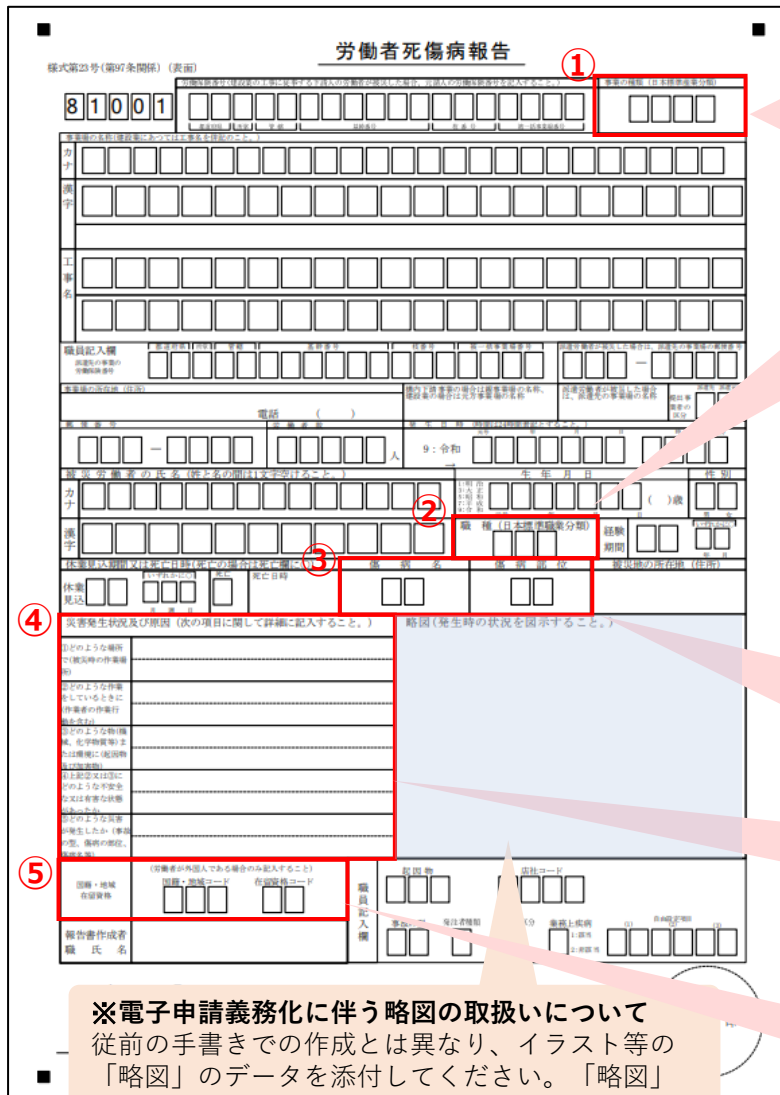
労働者が労働災害等による死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。



①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食料品製造業>水産食料品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、労働者死傷病報告のほか、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

スマートフォンからの電子申請も可能です
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします

